

諮問番号：諮問第116号

答申番号：答申第116号

答申書

第1 審査会の結論

福岡県精神保健福祉センター所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）及び同法施行令（昭和25年政令第155号。以下「施行令」という。）第8条第2項の規定に基づく精神障害者保健福祉手帳交付決定処分（以下「本件処分」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきとする審査庁の判断は、妥当である。

第2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

本件処分の取消しを求めるというもので、その理由は次のとおりである。

現在の精神障害の状態は、抑うつ状態で食欲が無く、体重が低下し体力が落ち、一日中ベッドで過ごしている。何もする気が起きず毎日死にたいと思っているので、入院することになった。したがって、手帳を2級にすべきである。この処分は納得できない。

アルコール依存症、C型肝炎、肺気腫、肝臓がんであり、体力、気力がない。アルコール依存症は、令和2年4月に入院した。そして幻覚、幻聴が始まった。体力も172センチメートルあるが、体重は45キログラムしかない。仕事も週6日とあるが、週3日で、それもやっと思行くくらいである。

2 審査庁の主張の要旨

審査請求人の障害等級を判定するに当たり、総合的に判断すると3級に該当すると認められ、本件処分に違法又は不当な点は認められないため、本件審査請求は棄却されるべきである。

また、福岡県精神保健福祉審議会の委員に意見を求めたところ、同様の判断を得ている。

第3 審理員意見書の要旨

判定基準では、手帳の障害等級の判定は、「(1)精神疾患の存在の確認、(2)精神疾患(機能障害)の状態の確認、(3)能力障害(活動制限)の状態の確認、(4)精神障害の程度の総合判定という順を追って行われる。」「判定に際しては、診断書に記載された精神疾患(機能障害)の状態及び能力障害(活動制限)の状態について十分な審査を行い、対応すること。」とされていることから、これらの定めに基づき、本件処分の障害等級の判定に違法不当な点がないか、以下検討する。

1 精神疾患の存在及び精神疾患(機能障害)の状態

本件診断書の「①病名」欄には、主たる精神障害として、「覚醒剤精神病」が記載され、また、「④ 現在の病状、状態像等」欄では、「(9)精神作用物質の乱用及び依存等」「2 覚せい剤」「ウ 残遺性・遅発性精神病性障害(状態像を該当項目に再掲すること)」に該当するとされているが、状態像について該当する項目が再掲されておらず、その障害の内容が確認できない。

したがって、「⑤ ④の病状・状態像等の具体的程度、病状、検査所見等」欄の記載内容が、覚醒剤精神病の病状・状態像の具体的程度等を示すものかどうか分からない。

以上のとおり、本件診断書の記載からは、精神疾患の存在及び精神疾患(機能障害)の状態を確認することはできない。

2 能力障害(活動制限)の状態

判定基準では、「能力障害(活動制限)の状態」は、精神疾患(機能障害)による日常生活あるいは社会生活の支障の程度について判断するもの」とされていることから、診断の前提として、診断書に記載されている生活能力の障害が、精神疾患によるものであること及び精神疾患に伴う機能障害の内容と程度に見合うものであることが確認される必要がある。

上記1のとおり、本件診断書からは、精神疾患の存在及び精神疾患(機能障害)の状態を確認できない。さらに、本件診断書の「①病名欄」には、身体合併症として「C型肝炎」と記載されており、「③ 発病から現在までの病歴及び治療の経過、内容」欄には、「栄養失調やアルコール多用で●●病院に何回も入院している。2010年には胃癌で全摘を受けた。」との記載もある。

これらのことから、本件診断書の「⑥生活能力の状態」欄に記載された生活能力の障害が、精神疾患によるものであること等を確認することはできない。

3 精神障害の程度の総合判定

上記のとおり、本件診断書は、記載が不十分であり、本件診断書に基づいて手帳の障害等級の判定を行うことはできないと言わざるを得ない。処分庁は、障害等級の判定に当たって必要な情報の確認を行うべきであったにもかかわらず、これを行うことなく判定を行ったものであり、必要な審査を行ったものとは認められない。

したがって、本件処分は違法又は不当と言わざるを得ない。

以上のとおり、本件審査請求は理由があるので、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第46条第1項の規定により、本件処分は取り消されるべきである。

第4 調査審議の経過

令和3年1月25日付けで審査庁である福岡県知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、令和3年2月16日及び令和3年3月16日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

本件審査請求の争点は、審査請求人の精神障害の状態が施行令で定めるとの障害等級に該当するかということにある。

処分庁は、行政手続法上の審査基準として設定している判定基準において、障害等級の判定は、（1）精神疾患の存在の確認、（2）精神疾患（機能障害）の状態の確認、（3）能力障害（活動制限）の状態の確認、（4）精神障害の程度の総合判定という順を追って行うこととしている。

そして、障害の程度の個別具体的な判定は、医師が作成した診断書をもとに処分庁が行うものであるが、その障害の程度に関する判定・判断は、専門的・医学的判断を前提とした処分庁の合理的な裁量に委ねられているものと解すべきである。

これらのことを踏まえて、審査請求人が手帳の更新申請時に添付していた医師の診断書に基づき、以下、判断する。

1 精神疾患の存在

主たる精神障害として「覚醒剤精神病」の存在が認められる。

2 精神疾患（機能障害の状態）

診断書の「⑤ ④の病状・状態像等の具体的程度、症状、検査所見等」欄には、「作業所で細かい手仕事をする以外に何もすることがなく、自室に戻るとごろごろ

しながらテレビを見ている。友人もおらず、ホラー映画を見、時々散歩に出かける。アルコールは断酒中。」と記載されており、現在の病状は覚醒剤使用による残遺性・遅発性精神病性障害とされているが、注意すべき重い症状はなく、認知症や認知障害についても触れられていない。診断書⑤には「何もすることがなく」「友人もおらず」とあり、診断書⑦には、「『訴え』が減っている。」とあることから、何らかの精神神経障害はあると推定されるものの、認知症その他の精神神経症状があるとはいえない。

以上のことから、審査請求人の「精神疾患（機能障害）の状態」は3級の状態であると認められる。

3 能力障害（活動制限）の状態

診断書の「⑥ 生活能力の状態」欄の「3 日常生活能力の程度」は、「(3) 精神障害を認め、日常生活に著しい制限を受けており、時に応じて援助を必要とする。」とされており、その程度はおおむね2級に相当する。

一方、同欄「2 日常生活能力の判定」については、8項目の全てが3級の状態に相当する「自発的にできるが援助が必要」又は「おおむねできるが援助が必要」となっている。

また、「⑦ ⑥の具体的程度、状態等」欄によると、「施設から作業所に週6日通っている。刑務所よりは快適らしく、訴えが減っている。」とあり、生活能力の障害の程度はそれほど重度のものとは考えられない。

以上を総合すれば、審査請求人の「能力障害（活動制限）の状態」は、3級の状態に当たると認められる。

4 精神障害の程度の総合判定

その他考慮すべき特段の事情も認められないため、以上のことから総合的に判断して、処分庁が、審査請求人の障害等級を3級に該当すると決定したことについて、違法又は不当ということはできない。

以上のとおり、本件処分は、法令、判定基準等に沿って適正に行われており、その判断過程に特段の誤りは認められず、処分庁の判断は合理的な裁量の範囲内であるといえる。

そのほか、本件処分に影響を与える事情もないので、本件処分に違法又は不当な点は認められず、本件審査請求には理由がないから、これを棄却するのが相当である。

以上のことから、前記第1のとおり結論する。

なお、審理員意見書において、診断書の「⑤ ④の病状・状態像等の具体的程度、病状、検査所見等」欄について、「病態・状態像の具体的程度等を示すものかどうかも分かりません。」とあり、診断書の記載が不十分であるため、診断書に基づいて手帳の障害等級の判定を行うことはできないとしている。しかしながら、この点についての審理員の判断は必ずしも当を得たものということとはできない。その理由は次のとおりである。

行政不服審査法第 34 条は、参考人の陳述及び鑑定の要求について規定しており、また同法第 36 条は、審理関係人への質問について規定しているところ、これらの陳述及び質問は、審査請求人若しくは参加人の申立てによる場合のみならず、審理員の職権でも行うことができるのである。したがって、審理員の審理手続において、診断書の記載や処分庁の判断の内容に疑義があるという場合には、審理員は、同法第 34 条に基づき職権で適当と認める者にその知っている事実の陳述を求め、又は同法第 36 条に基づき職権で処分庁を含めた審理関係人に質問をすることにより、必要な事実を解明すべきものである。しかるに審理員は、これらの規定に依拠して本来必要であると考えられる審査を行わないまま、本件処分を取り消すべきものであると判断した。

他方、審査庁は、本件審査請求について、福岡県精神保健福祉審議会委員に意見を求め、「原処分支持」との回答を得ており、当該意見書には、審理員がその審理員意見書において診断書の記載が不十分であると指摘した部分について、「『何もすることがなく家でゴロゴロしてばかりいる』とは精神科領域で意欲の低下、無為な生活を示すよく使う表現であり、現在の病状が覚せい剤使用による残遺性・遅発性精神病性障害であることを鑑みると、診断書⑤の記載は症状を書いていると捉えるべきものである。」等の審査内容が記載されている。当該意見書を踏まえると、当審査会において改めて調査するまでもなく、審理員が本件処分を取り消すべきものとした理由に対応する指摘部分に関して、本件処分の妥当性を十分に確認することができる。

以上のことから、本件処分については診断書の記載が不十分であるため、診断書に基づいて手帳の障害等級の判定を行うことはできないから、本件処分を取り消すべきものであるとした審理員の判断は、早計であったといわざるを得ない。

福岡県行政不服審査会第3部会

委員 岡本 博志

委員 牛島 加代

委員 中野 哲之